

尾道市人権啓発推進プラン

～人と結びつながるウェルビーイングのまち おのみち～



令和7年3月

尾道市



尾道市民憲章

昭和 53 年（1978 年）4 月 18 日制定

わたくしたちは、自然の景観に恵まれ、古い歴史をもつ尾道をこよなく
愛し、誇りとします。

わたくしたちは、先人の偉業をしのびつつ、郷土の発展と健康で明るく
住みよいまちづくりのために、この市民憲章を定めます。

- 1 伝統を生かし 文化遺産をうけつぎ 風格のあるまちにしよう
- 1 きれいな海 緑と太陽の輝く 清潔なまちにしよう
- 1 人を尊び人を愛し 健康で ころろ豊かなまちにしよう
- 1 互いにゆずりあい きまりを守る 平和なまちにしよう
- 1 生きて働くことに喜びをもち 希望にみちたまちにしよう

はじめに



本市では、合併20周年の節目を迎えた今年を尾道の新たな発展に向けたステップの年と位置づけ、ウェルビーイング*（身体的、精神的、社会的に良好な状態）を実現する「誰もが幸せを実感できる、誇れるまち」を目指して、“未来へ結び、つながるまちづくり”を推進しているところです。

すべての人が差別や偏見なく、尊厳と価値を認められ、自分らしく生きることができる人権尊重社会こそが、まさにウェルビーイングの基盤であると考えています。

「人権の世紀」といわれる21世紀の今日においても、依然として女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題など、様々な人権課題があるほか、「インターネット上の人権侵害」や「性の多様性への理解増進」など、社会の進展に伴い、新たな人権課題も生じています。

本市では、平成19年3月に尾道市人権啓発推進プランを策定しましたが、18年が経過した現在、その間の新たな法律の施行や複雑化する人権課題などに対応するとともに、すべての人の人権が尊重され、ウェルビーイングを実感できる社会を実現するため、同プランの内容を見直し、改定することとしました。

結びに、本プランの策定にあたり、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様及び多大なご尽力をいただきました尾道市人権啓発推進プラン検討委員会委員の皆様並びに県立広島大学、関係者の方々に心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

尾道市長 平谷 祐宏

目 次

1 尾道市人権啓発推進プランの位置付け	1
2 尾道市人権啓発推進プランの目標	2
第1章 人権尊重の基本理念	3
第2章 人権啓発の推進方策	4
第3章 重要課題への取組	6
1 女性	7
2 こども	10
3 高齢者	13
4 障がいのある人	16
5 部落差別（同和問題）	19
6 外国人	22
7 感染症患者等	25
8 犯罪被害者とその家族	30
9 インターネットを使った人権侵害	32
10 性的指向・性自認	35
11 その他の人権問題	38
第4章 推進体制の確立	40
1 推進体制	
2 関係機関・各団体との連携・協力	
3 プランのフォローアップ及び見直し	

－ 資 料 －

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
人権などに関する相談窓口一覧・・・・・・・・	4 4
尾道市人権啓発推進プラン検討委員会委員名簿・・・・・・・・	5 1
尾道市人権啓発推進プラン検討委員会設置要綱・・・・・・・・	5 2

表紙のロゴマークについて

合併20周年を記念して作成した、合併を象徴する花でもある桜をモチーフに、尾道市が未来へ向かって持続的に発展していくよう願いを込めたロゴマークです。

市木、市花である「さくら」の花びら5枚が、合併市町2市3町（尾道市、因島市、御調町、向島町、瀬戸田町）を表しています。各地域の地形をイメージした形の花びらが重なり合い、1輪の桜の花となっているデザインです。

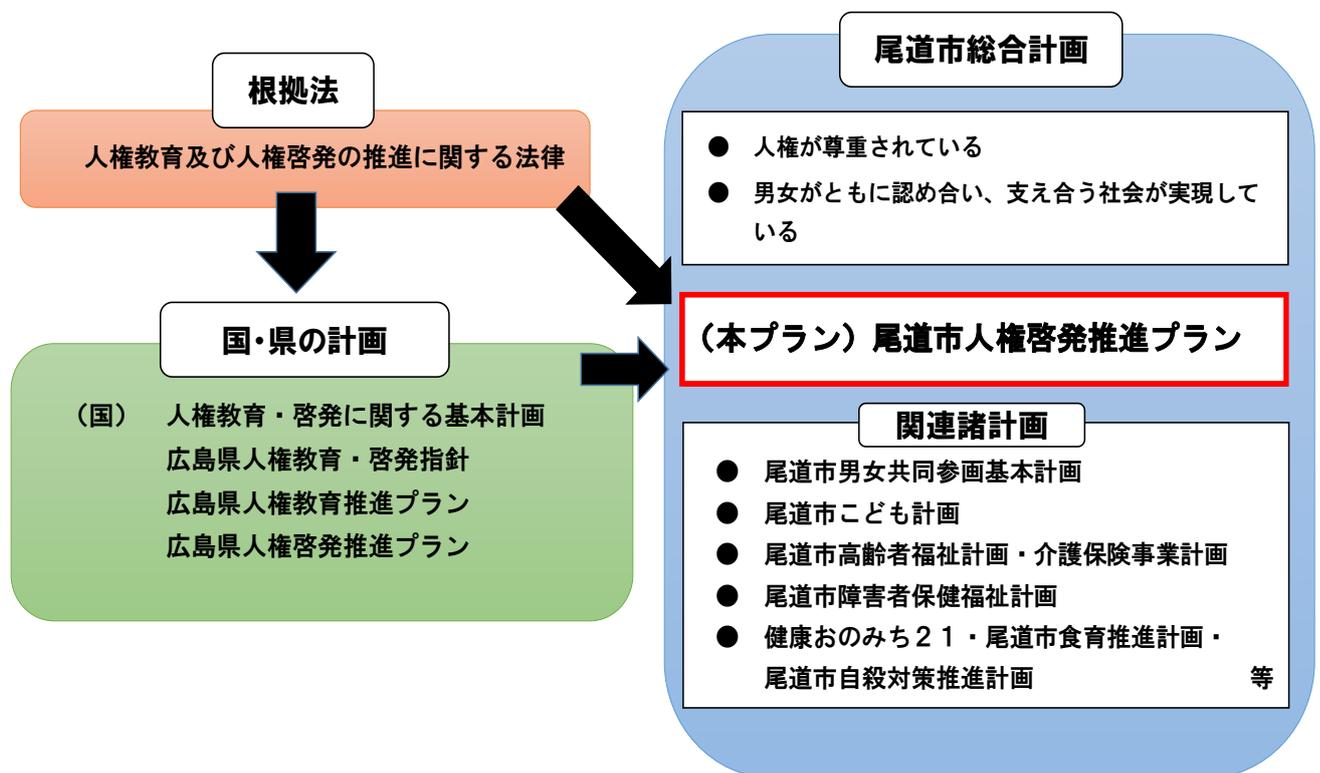
まちづくりを通じて5つの地域が結びつき、人と人とがつながり、こどもたちの未来へとつなげていくという意味も込めています。

* の表示がある用語は、資料「用語解説」に記載があります。

1 尾道市人権啓発推進プランの位置付け

本プランは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、本市の人権啓発に係る施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として策定したものであり、「尾道市総合計画後期基本計画」の人権推進に関する分野別計画に位置付けます。

策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年(2002年)3月策定・平成23年(2011年)4月改定)」、「広島県人権教育・啓発指針（平成14年(2002年)5月策定）」及び「広島県人権教育推進プラン（平成14年(2002年)12月策定）・広島県人権啓発推進プラン（平成14年(2002年)11月策定・令和3年(2021年)3月改定)」に沿って、中・長期的な視点で「第2次尾道市男女共同参画基本計画」など他の個別計画とも相互連携を図った内容となっています。



2 尾道市人権啓発推進プランの目標

本プランは、人権に関する基本的な知識の普及、多様性への理解促進、差別や偏見の解消に向けた取組などを推進することで、すべての人の人権が尊重され、ウェルビーイング*を実感できる地域社会づくりを目標とします。

【参考】総合計画での成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
市民満足度調査「一人ひとりの人権が尊重されている」と感じる市民の割合	49.6% (令和3年度)	46.2%	60.0%
市民満足度調査「男女共同参画が進んでいる」と感じる市民の割合	37.7% (令和3年度)	36.4%	50.0%

